

戸籍問題を解決するために

常務理事・事務局長

柚原 ゆはら

正敬 まさたか

中華人民共和国と希望した声

日本の戸籍において台湾出身者の国籍を「中国」としている問題で、本会の小田村四郎会長は昨年十一月三日、柳田稔法相（当時）に「台湾出身者の戸籍に関する要望書」を呈した。このことは、本誌前号にその要望書の全文を掲載してお伝えした。

なぜ台湾出身者の国籍が「中国」とされているのか。それは、戸籍を担当する法務省民事局の局長が発した通達「中華民国の国籍の表示を『中国』と記載することについて」による。

では、この通達がいっつ出されたのかと言えは、何と今をさかのぼること半世紀前の昭和三十九年（一九六四年）

のことだ。昭和三十九年という年は、小田村会長の「要望書」にもあるように「東海道新幹線が開業し、東京オリピックが開催された年で、日本が中華民国と国交を結んでいた時代」であり、日本は中華人民共和国（中国）と国交を結んでいない時代だ。

局長通達が法的拘束力を持つというのは、確かに法治国家ならではの現象かもしれない。また、その通達が発せられてからいかに時を経ようとも、現状に適合しているなら、それはそれでよい。しかし、台湾出身者の国籍が中国とされた理由は、通達に明記するよ

うに、日本が中国と国交がないときに「中国本土で出生又は死亡した者について」の出生又は死亡の場所の戸籍記載

を、「中華人民共和国……」と記載するよう強く希望する者」があったからだ。そこで、中国で出生又は死亡した場合、その国籍を統一して中華民国とすることに疑問があるため、「中国本土及び台湾を区別することなくすべて『中国』と記載するのが適当と考えられ」た、便法的な措置による。

それで台湾出身者は婚姻や帰化、養子縁組などで身分変動があった場合、国籍を「中国」とされたのである。

だが、時代は確実に変化した。今や「中国」といえば中華人民共和国を指し、日本は台湾（中華民国）と国交がない状態にある。しかも、その台湾では台湾人アイデンティティが高まっていて、約六〇パーセントの人が「自分は台湾人」と思い、中国人と思っている人は三、四パーセントに過ぎない。

一方、日本も台湾と中国を明確に区別していて、台湾とは観光客に対するノービザや運転免許証の相互承認を行ったが、中国とは行っていない。まし

てや、これまで一度として台湾を中国の領土の一部と認めたことはない。最近では、外国人登録証明書（外登証）の在留カード化では「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者は「台湾」と表記する法改正も行われている。

台湾に関する日本の状況は、五十年前に比べて激変しているのだ。それにもかかわらず、民事局長通達は生きたままなのである。

民事局長通達が生きている理由

では、なぜ半世紀も前の民事局長通達が生きているのか。答えは簡単だ。戸籍担当の法務省民事局に、これまで苦情や要望が届いていないからだ。届かなければ、通達が適切に働いていると判断するのは当たり前のことだ。法務省民事局に確認しても、そのように返答している。

しかし、ここでよく考えてみたい。果たしてこれまで法務省に苦情や要望が届いていたのだろうか。例えば、台

湾人女性と結婚した日本人男性が自治体の窓口で妻の国籍を「台湾」として婚姻届を提出した場合、窓口は受理しない。いや、受理できないと言った方が正しい。自治体の戸籍事務は法務省の受託事務だからだ。勝手に国籍を変更できない。だが、「中国」と書けば受理してくれる。そこで申請者は、婚姻届が受理されなければ晴れて結婚とならないので、不満を持ちつつも「中国」と書いて申請し直す。もちろん今度は受理される。申請し直したことにより、自治体の窓口は「申請者の了解を得た」と受け取っている。

しかし、申請が受理されなければ婚姻も帰化も養子縁組もできない。ましてや申請は一回性のものなので、申請が受理されてからわざわざ法務省に苦情を送る申請者もいなかったようだ。それ故、届かないシステムになっていると言っても過言ではないのである。だから、戸籍表記のあり方に不満を抱いた申請者や疑問を持った人が法務

省に苦情や要望を申し入れられない限り、法務省は何も知らないし、動かない。

苦情や要望を自治体や法務省に

そこで、本会は今後、外登証問題などと同じように、台湾正名運動の一環として戸籍問題の解決に取り組み、具体的な活動として、次の三つの取り組みを提案したい。

これは、一人でも支部としてもできる活動で、例文もありますので、ご利用の方は事務局までご一報下さい。

- ① 在住する自治体の首長宛に「中国」から「台湾」への改正を要望する。
- ② この要望と併せて、首長から法務省への「照会」を要請する。
- ③ 法務大臣宛に、民事局長通達の出し直しを要請する。

・ 郵送 東京都千代田区霞が関一―一

― 法務大臣 江田五月様

・ TEL ○三―三五八〇―四一―一

・ FAX ○三―三五九二―七九六一

・ メール 法務省のHPから